

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【152】

2. 日時：令和4年4月19日（火） 10時30分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他19名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁イワサキです。それではですね本日も島根 2 号の設工認のヒアリングを開始したいと思います。それでは早速ですけれども中部電力の方からご説明よろしくをお願いします。
0:00:21	中国電力、ニシサコでございます。まず本日の流れの方ご説明をさせていただきます。
0:00:27	基本設計方針の 59 条、39 条、32 条、33 条につきまして、こちら、先月 3 月に、3 日と 17 日にヒアリングをさせていただいており、コメント回答のヒアリングをさせていただいておりますけども、
0:00:41	先ほど申しあげました 4 条につきまして追加のご確認事項がある程度でございますということですので、そちらの方のご質問いただいて、質疑をさせていただいて、
0:00:53	まず、
0:00:54	サイショさせていただきます。
0:00:56	そのうち、本日、本吉しております。基本設計方針の 34 条、75 条、69 条、70 条。
0:01:06	71 条、73 条、46、76 条。
0:01:10	こちらの情報につきまして、前回ヒアリングでいただいたコメントに対する回答を中心にご説明をさせていただきます。質疑をさせていただければと考えております。よろしい。よろしいでしょうか。
0:01:25	規制庁岩崎です。はい。よろしくをお願いします。
0:01:31	よろしくお願いいいたします。
0:01:32	早速、規制庁様の方からで申し訳ないんですが 59 条、39 条 32 条、33 条につきましてご質問等あります。よろしくお願いいいたします。
0:01:43	規制庁の照井です。
0:01:46	すいませんちょっと、
0:01:47	以前やった部分の確認にはなりますけど、
0:01:52	まず 59 条から行きたいんですけど、
0:01:57	以前のコメント回答で、コメント回答のナンバーで言うと 29 番なんですけど、
0:02:03	自動減圧
0:02:05	通起動阻止スイッチ等、
0:02:08	代替自動減圧起動阻止スイッチ。
0:02:11	ノーを同じ操作盤で操作からオノセキ出ることを記載を検討してくださいと。
0:02:16	いう指摘に対してご回答が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	天町井はほぼ基本設計方針に記載しないから、説明書に書きますというご回答をいただいているんですけど、
0:02:30	テンパチであっても、基本設計方針に書く部分もあるので、
0:02:35	そのテンパチだからっていうのは、あまり理由になってないような気がしていて、
0:02:42	基本設計方針としてうたうべきか否か。
0:02:46	その設計として担保するか否かっていう観点で、
0:02:50	きちんと検討をしていただきたいんですけど、その
0:02:54	まあね、何か理由があって、いやこういうものなので、説明書でいいんです。
0:02:59	ていうんだったらまだ、
0:03:01	理解はできるんですけどそのテンパチだからっていう、
0:03:05	そういうことではなくてですね、
0:03:08	ちょっとね、きちんと検討していただきたいっていうのがまず 1 点目でその辺、 どういご検討されて、
0:03:15	その基本設計方針ではなくて、説明書ですって、
0:03:19	ご回答されてるのかっていうところを説明してください。
0:03:35	中国電力の川島です。
0:03:38	先ほどいただきましたご質問ですが、
0:03:43	前回、添付資料 8、に記載してあると、ご指摘されていたいた該当箇所なんですけど、
0:03:52	添付資料 8 の中でもですね、
0:03:56	多様性位置的分散等や、悪影響防止、共用の禁止要領等といった、
0:04:05	全体的な方針を決める箇所の大きさに関してはですね、詳細な説明をお基本設計方針には、してないといったような、
0:04:16	状況を確認しております、
0:04:19	それを基本設計方針に記載するとすると、横並びがとれなくなる他の基本設計方針と横並びがとれなくなるといったところを確認いたしましたので、
0:04:31	基本設計方針には、記載を見送るといった視点いたしました、
0:04:36	その代わりというかですね
0:04:41	別の資料に記載がないかということも確認したんですが、そういった記載がされていないということから、新規に記載してある。
0:04:51	説明書への
0:04:54	白半円を、を実施したと。
0:04:56	いう状況となっております。以上です。
0:05:02	あ、規制庁のテルイです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	ちょっとすいません私の記録、記憶もややうろ覚えのところなんですけど、
0:05:11	自動元阻止スイッチと代替自動元装置スイッチって 59 条なんて後ます。
0:05:17	徹底失敗PCのときに、
0:05:20	反応度は入るのを、
0:05:25	を防止するためにと認めるんですけど、すいません。
0:05:29	これって、
0:05:31	操作の時間余裕ってそれぞれ多分、
0:05:34	アラートが鳴って、
0:05:38	どっち。
0:05:40	代替自動減圧の方が確か 10 分ぐらいで、自動減圧措置スイッチが
0:05:45	2 分、二分半とか三分ぐらいでしたっけ、ちょっと曖昧ですけど、
0:05:52	ここの数字って言っても大丈夫でしたっけ。
0:05:55	そう。
0:05:57	すいません 1、中国のか。中国電力の河島です。問題ございません。以上です。ですから、それに時間余裕がない中での操作、
0:06:08	運転員に期待する操作ということで、
0:06:11	その有効性評価の議論としては、
0:06:15	許可のときの議論としては、
0:06:19	特にここは少し先行とも設計が違うところで、それぞれ起動スイッチを持つていうことで、操作の成立性みたいところで議論を
0:06:29	があって、それは同じ番、すごい
0:06:35	近いところにあるので、
0:06:37	その 2 行であっても、
0:06:40	問題ないんですけどいうところでの議論をしていたと思ってるんですけど。
0:06:46	そうした時にその同じ番にあるっていうのが、
0:06:50	ウーンからこそ
0:06:53	何ていうか、
0:06:55	素早い操作ができるっていうこと。
0:07:00	担保してるんだと思ってるんですけど。
0:07:03	そう考えたときに、その、その並びがとれないからとかじゃなくてその基本設計としてそうそういうことをうたっておく必要はないのかどうかっていうところで、
0:07:14	検討していただきたいっていう。
0:07:17	基本設計を
0:07:20	基本設計方針で謳うっていうことは、それは結局、ここ、設工認の手続きで考えれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:28	それは基本の方針を変更するときは、
0:07:32	当然改造という扱いになって、その規制上の手続きで発生するわけですけど、
0:07:39	その基本の方針 2 株っていうのは非常にその規制にかからしめるという意味では大きいことで、
0:07:46	嘘そうしたときに、いや、ただ、結局それって、必ずしも同じ版じゃなくても結局時間余裕の中で、できればいいことではあるのですね。
0:07:58	そういうところから、少し検討して欲しいなと思って、
0:08:03	午後指摘をさせていただいたものなんですけど。
0:08:13	基本設計方針として、抱えとくべきかどうかっていうところ、ところですね。
0:08:21	なんか、その下、原発の横並び見た時にとかじゃなくて、その
0:08:27	それ、それはその基本設計としてうたっておくことが必要なのか。
0:08:31	そうじゃなくても上はこういう理由でさっき言ったようにいっても時間余裕で、それなりにあるし、同じ中操内での操作にはなるので、
0:08:40	そ当然設計方針説明書ではきちんと説明をするけど、基本設計方針までは書かなくていいですとかっていう説明であれば、
0:08:49	それはそれで
0:08:52	うんうん。
0:08:53	理解できる部分もあるのでですね、そのテンパチのこの部分でそれだと横並びがとれないからとかじゃなくて、それをきちんとその設計として、
0:09:03	どう、
0:09:05	書くべきかっていうところで検討していただきたいんですけど、よろしいですか。
0:09:13	中国電力の河島です。
0:09:15	ご指摘いただいた通り、添付資料 8 の横並びという観点ではなく、紙に書くべきかどうかというところをいただいた後、ご意見を、を参考にですね、
0:09:26	記載の方、検討したいと思います。以上です。
0:09:32	規制庁の鳥居ですよろしく申し上げます先ほど言った通り有効性評価で、結局どこまで担保してて、それに対して、設計として、基本の方針としてうたわなくてもいいと。
0:09:45	説明書できちんと書くので、それで十分なんですっていうのであればそれはそれで、どういう整理をされるかにもよりますけど、そういう意味で、何て言いたいかっていうとその、その必ず書けと言ってるわけではなくて、
0:10:00	そのテンパチだからっていう理由ではなくて、きちんとその
0:10:04	技術的にというか設計として検討していただいて、その上で、要否を検討していただきたいという趣旨ですので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	そこは誤解なきようお願いします。
0:10:19	中国電力の河島です。承知いたしました。以上です。
0:10:25	はいよろしくお願いいたします。続いて39条のところで、比嘉空。
0:10:35	今日、この方かな、通して言うと32ページのところなんですけど、
0:10:42	あれですねプロポ下の保管しない時点のところを、
0:10:49	もう少しちゃんと書いてねという言い方をちょっと、
0:10:55	語弊がありますけど、いう指摘をさせていただいたところで修正をいただいたというところで
0:11:01	その時点としては非常にはっきりしたかなあというふうに思ってます。その上でですね、ちょっとこれは日本語の問題なんですけど、
0:11:13	燃料体を総挿入する前までに保管しない設計とするって、
0:11:20	というのが、何かちょっと、
0:11:25	日本語としてその繋がりが悪いかなあというのがちょっと読んだときの印象で、
0:11:30	もしかしたら2分で、
0:11:33	はい。
0:11:35	てしまったりとか、切った方がいいのかなと思って。
0:11:39	というのは、まず1回2号機の
0:11:43	固化材は保管しません、保管しない設計ですと言った上で、
0:11:50	保管所の設計とし、
0:11:52	今あるものはいついつまでに撤去するっていうのが、
0:11:57	撤去するせんチェックする設計とするってことがいいのかどうかあれなんですけど、
0:12:02	みたいにならざるに、そのそもその前提の設計として、もう入れませんっていうのをうたった上で、今あるものは、
0:12:10	いつまでになくしますみたいな形で書いた方が日本語的にはちょっと読みやすいかなと思ったんですけど。
0:12:18	順番の入れ替えっていうかですね、いうと思ったんですが、その辺いかがですか。
0:12:26	中国電力の南です。今ご指摘いただいたところですね、もともとのハッチングがしてない部分は、設置許可の時に、
0:12:37	説明させていただいた内容とかでそれを生かして今回のコメントを受けてですね、ある時点を明確にというところで、ちょっとここ加えたんですが今おっしゃっていただいた通りで、並べて読むと少し確かに違和感が。
0:12:51	少しあるなというところで理解しましたので今ご指摘いただいたような方向で少し修文をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:02	規制庁の照井です。よろしくお願いいたします。
0:13:05	39条は以上です。
0:13:08	それから32条、33条も一緒ですけど、比較表通しの15ページですね。
0:13:19	これは水源の位置付けが許可で変わったっていうことを踏まえて少し書き修正を検討してくださいっていう、ご指摘に対してのご回答ということで
0:13:32	なお書きで、後ろに持ってきましたってということだと、S、CSTのところですね。
0:13:39	持ってきたっていうところなんですけど。
0:13:47	どこ。
0:13:49	うん。
0:13:50	今私の中で、このカチッと何かあるわけではないんですけど、
0:13:57	このなお書きでうたっていることの、
0:14:02	意味というか、位置付けというか、
0:14:06	今書いてあるのって、ナナオHPCSはCSTを水源として使用可能な場合には、
0:14:13	スプレイすることができる設計とするって書いてあってもともと
0:14:19	本設とかECCSとして使うときってというのは、いろいろ設計上の配慮事項があるわけですよ。例えば、
0:14:29	その上の段に、上のパラに書いてありますけど、
0:14:36	燃料の著しい破損を防止する、諸生ずる温度を超えて上昇することを防止できる設計とするだとか、
0:14:43	水ジルコを極力抑えるで大量生産生じないとか、
0:14:49	そういう何か何ていうか、
0:14:51	性能担保すべき性能みたいのところまで、セットでうたっているっていうのがあってまずは当然そのECCSの目的からしてそうなので、
0:15:01	そういうふうを書くわけですけども、
0:15:04	一方でこのナナオがキーにしたことによって、
0:15:08	今のこの機材って使えたら水入れますよってその水を入れることの意味っていうのがそのECCSとしての、別にその機能を
0:15:20	うんまでそのみんなここでうたってるようなですね、その
0:15:23	どこまでの機能を期待して、
0:15:27	書いてるのかっていうのが、
0:15:31	ちょっと、
0:15:34	どう見えなくなってるというか、どういう位置付けで書いてるのかなっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	よくわからなくてただ単にそのできる時にやりますってうだけなのか、ある程度 の効果を期待をしているのか。
0:15:49	或いはここはちょっと 32 条、
0:15:55	結局、
0:15:57	そのSAのある意味自主みたいな世界でやれることをやりますぐらいの話なの か。
0:16:05	ちょっとその辺をどう、どう考えて今この
0:16:09	なお書きとして、
0:16:11	書いてることを、
0:16:13	意味づけてるのかなってというのがちょっと読み取れなくて、そのあたりをちょっ とご説明していただきたいんですけど、よろしいですか。
0:16:35	中国電力の田原です。ここのなお書きですけども、ちょっと記載は確かに、 かなり悩みまして、一旦ちょっと、このような形になったのが、まず実態です。
0:16:47	許可での議論を振り返りますと、MSさんから直接関係系から、
0:16:55	MSさんの間接関係系に変更と、
0:16:59	いうところで、
0:17:02	等が喧嘩せられました設計条件を担保する上で必要な設備ではないという一 応整理が、
0:17:09	ございますので、ECCSのように早期に水を入れてというところまでは、
0:17:15	今はないと。一方で使えるような状態を確認した上で
0:17:21	少し長期的な話になるかもしれませんが、水を入れて、冷却していくっていうと ころでは、引き続き機能を持っているというふうに整理しておりますので、
0:17:32	少し性能面等はちょっと記載してございませんけども、今このような記載にした というのが、少し経緯になります。以上です。
0:17:44	あ、規制庁の。
0:17:46	土井です。わかりました。いろいろご検討をいただいて、こういう形になったと いうのは理解をしました。
0:17:59	そうですね。
0:18:02	確かにおっしゃる通り、多分非常に、
0:18:05	悩ましいところではあるのかなと。
0:18:10	思いますんで先ほど申し上げたように僕私の中でも何か
0:18:16	ここ、こうした方がいいんじゃないかとかっていうのも、あまり今、
0:18:21	ちょっといえるものはないんですけど、
0:18:24	そうですね。
0:18:29	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:30	うん。先ほどお伝えしたと同じなんですけど、
0:18:33	すみませんねなんかうまく言葉に入れて何か違和感があるとしか言えなくて申し訳ないんですけど、
0:18:47	もしかしたら
0:18:50	そう。
0:18:52	あまりそぐわないかもしれないけど
0:18:58	あれ、園田第1水源ではないとか、或いは
0:19:04	その復水貯蔵タンクの下、その下、現状のそのMSさんとしての位置付けを、
0:19:10	書いた。
0:19:14	使用、使用可能な場合にはにつなげるともしかしたらもう少し座りが良くなるのかも。
0:19:21	しれないですね、ちょっとジャストイメージで申し訳ないんですけど、例えばその、
0:19:27	高圧する炉心スプレイ系は、
0:19:33	んなんだろう、復水貯蔵タンクを、
0:19:37	MSさんはだからあれで、
0:19:42	MSさん、土子CST自体がMSさん。
0:19:49	として位置付けられてるけど、その使用可能な場合にはその水も使ってスプレイはできる設計にしときますみたいな。
0:19:56	何かちょっと位置付けを入れるともう少しく違和感なく読める。
0:20:01	かもしれないです。ちょっと、多分、その経緯を、その許可と、
0:20:06	設工認の経緯を知ってる。
0:20:09	者同士の議論なので、もしこれでもうあまり、
0:20:13	実はその位置付けが変わってるし、ていうのを理解してるからこう読めるんですけど、
0:20:20	素直に読んだときにこう書き分けてる。
0:20:23	意味合いとか、
0:20:24	がちょっと見にくくなってる。
0:20:28	だから少し違和感を感じるのかもしれないので、そす、例えばそういうことをしてみる。
0:20:34	というのはどうですかね、そういうの中で、実は社内とかでは検討された上で、今の記載になってるって感じですかね。
0:20:43	中国電力の田原です。
0:20:46	MSさんのその間接関連系とかまでちょっと持ち出さないと、確かにここわかりづらい部分があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:54	それをまた基本設計方針で、
0:20:56	ずらずら書くのもちょっとそぐわないのかなというところは、社内で議論した上で一旦このような形にしました。ただ、
0:21:05	この今永木田等いわゆる自主対策設備のようにもまだ読みとれるところがあって、位置付けとしては、あくまで設計基準対象施設としてここ文書記載しているわけですので、
0:21:19	もう少しですね先ほど鄭さん言われたようなことが前提条件ですね、設計条件を担保する上で必要な設備ではないとか、
0:21:29	いろいろ
0:21:30	書き加えるかなと思いますので少し検討したいと思います。RCIC含めて、
0:21:37	記載ぶりは少し検討したいと思います。以上です。
0:21:42	規制庁の照井です。すいませんちょっとふわっとした指摘で申し訳ないんですけどご検討のほどよろしく願いいたします。
0:21:48	以前のヒアリングやった分でお伝えしたかったことは以上ですので、それでは本間、本丸。
0:21:57	本丸の方ですね、今日もともとやる予定だった、基本設計方針の方のに移りたいと思いますけど今
0:22:05	先にやってみ三つの方で何か、
0:22:08	確認しとくことありますか。よろしいですか。
0:22:16	中国電力タイガワです。こちらからは特にございません。以上です。
0:22:21	規制庁の鳥井ですわかりますじゃあもともと予定していた基本設計方針の説明に入っていただけだと思います、よろしく願いします。
0:22:33	はい。中国電力河口です。それでは本日の基本設計方針の
0:22:38	ヒアリング次の指摘事項への回答の説明をさせていただこうと思います。
0:22:42	まず資料確認をさせていただきます。本日の資料としましては、
0:22:47	A系やつになります、NS2-他-041 回 03。
0:22:54	NS2-キ-034 回 01。
0:22:59	NS2-キ-075 回 01。
0:23:05	N-S2-キ-09 回 01。
0:23:10	NS2-き-070 回 01。
0:23:15	N-S2-き-071 回 01。
0:23:19	N-S2-き。
0:23:22	-073 回 01。
0:23:24	N-S2-
0:23:26	1

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	ー046 回 01 の計八つとなっております。夏となりまして、提出日合併すべて 2022 年 4 月 14 日となっておりますが、資料の方はおそろいでしょうか。
0:23:42	はい、そろっております。
0:23:45	はい。
0:23:46	ありがとうございます。
0:23:47	では、34 条の方から説明の方させていただきたいと思います。
0:23:52	それでは、回答整理表の 5 ページをご確認願います。
0:24:03	こちら、コメントナンバーで言うと、70、3 失礼します 37 番になります。
0:24:08	こちら、
0:24:10	と、
0:24:11	文章中に、継続。
0:24:13	という記載と、特定と記載が混在してるため、測定について記載を適正化。
0:24:18	を検討する。
0:24:20	用途旨のコメントをいただいております。
0:24:23	回答としましては、技術基準規則の要求事項の記載と確認しまして、
0:24:28	現状の記載となっております中性子束密度を測定する、及び、
0:24:33	中性子束を測定できる。
0:24:35	という記載につきましては、中性子束密度、
0:24:39	継続する。
0:24:40	及び中性子束を付け継続できるという記載に見直しております。
0:24:45	それにとめ参りまして、
0:24:47	様式等の設置変更許可申請書本文中の、
0:24:50	引用元の下線も修正しております。
0:24:53	具体的な修正箇所についてはちょっと割愛させていただきます。
0:24:57	なお、その他の、測定すると記載もあるんですが、そこらについては、現状の記載で問題ないことを確認しておりますので、変更しておりません。
0:25:05	続きまして、コメントNo. 38 になります。
0:25:09	こちら、PWRに対して適用される要求事項のため対象外とする記載の記載箇所についてのコメントをいただいております。
0:25:17	こちら、34 条の説明資料の 10 ページをご確認願います。
0:25:32	こちらがイトウの記載につきましては、技術基準規則の要求事項と、基本設計、
0:25:38	方針の記載内容を対比しまして、今回は記載、設計方針を記載してないことを、
0:25:43	の理由を示す記載であります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:46	このため、前回ヒアリング提出時は、
0:25:48	こちらの記載を工事計画認可申請書、
0:25:55	基本設計方針の前後欄の方に記載してたんですが、今回、
0:26:00	設置許可基本設計方針及び技術基準との対比、
0:26:04	の欄への記載に見直しました。
0:26:08	と回答整理表に戻ります。
0:26:11	コメントNo. 39 番になります。
0:26:14	こちら、気象観測設備の 123 号機の共用の記載の適正化についてコメントを いただいております。
0:26:21	こちらについては、他の説明書との整合を図っていたため、ご指摘いただいた ものになりますが、
0:26:28	当社の公認資料の作成のグランドルールに従いまして、表の記載について記 載を統一しております。
0:26:34	具体的には、気象観測設備括弧 123 号機共用 1 号機に設置としていたもの を、
0:26:42	気象観測設備、括弧 1 号機設備、123 号機共用、
0:26:48	エとし変更しております。
0:26:50	合わせて 30 条の新説明資料の 19 ページ。
0:26:54	と、
0:26:55	38 ページの比較上にその修正を反映しております。
0:27:00	あと 34 条の、
0:27:01	対する指摘事項の回答は以上となります。
0:27:04	次、適正、
0:27:06	具体的成果書の説明に移りたいと思いますので 8 ページをお願いします。
0:27:17	記載の適正化所につきましては、単純な誤記修正等はちょっと説明を割愛さ せていただきたいと思いますのでご了承願います。
0:27:26	まず、番号で言いますと、
0:27:29	ナンバー159 と 161 になります。
0:27:33	こちら、前回ヒアリングに修正することを伝え、お伝えしてたんですが、モニタリ ングポストに使用する電源設備について、
0:27:41	使用する電源の明確化のため、記載の修正を行っております。
0:27:46	34 条の説明資料の 37 ページをご確認願います。
0:27:56	こちら、
0:27:58	1.1. 3。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:00	固定式周辺モニタリング設備の第 2 段落の黄色いハッチングの該当箇所になりますが、
0:28:06	非常用所内電源設備としていたものを非常用ディーゼル発電設備、
0:28:10	専用の無停電電源装置及び使用予定は、非常用発電機として行ったものを、モニタリングポスト用無停電電源装置 1、2、あ、失礼しました、1 号機設備。
0:28:22	123 号機供与。
0:28:26	及びモニタリング用発電機確保、1 号機設備、123 号機と 4 にそれぞれ修正しております。
0:28:32	備考欄のソイリュウや、
0:28:34	こちらの同じ資料の 15 ページの様式 3 も同様に修正を行っております。
0:28:40	また今回このモニタリングポストの電源に関する適正化、記載の適正化としまして、
0:28:45	記載適正化。
0:28:46	リストのナンバー100、ナンバー160263。
0:28:52	についての内容になりますがこちら、75 条の間、
0:28:57	監視測定設備、
0:28:58	基本設計方針についても、今ご説明が 34 条と同じ内容の記載箇所がありますので、
0:29:05	75 条の説明資料の 11 ページと 27 ページもあわせて、今回同様の修正を行っております。
0:29:12	回答整理表に戻ります。
0:29:16	8 ページをお願いします。
0:29:18	こちら、ナンバー160 になります。
0:29:21	こちら大変申し訳なかったんですが、大きな修正となっております。
0:29:25	34 条の説明資料の 31 ページをご確認願います。
0:29:35	こちら、様式 6 になりまして、こちらの 3 ポツ、
0:29:40	設置許可、
0:29:41	テンパチのうち、基本設計方針に記載しないことの方考え方を整理した表となりますが、
0:29:46	前回ちょっとヒアリング提出時の資料には、
0:29:49	こちら、今、キーマッチングしているナンバー1 の記載がちょっと抜けておりましたので今回、
0:29:54	修正を行っております。
0:29:56	この修正に伴い、以降の、
0:29:59	番号。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:01	について、この番号を修正を行う。併せて行っています。
0:30:05	なお、今回この修正に伴いまして様式 7 については、修正はございません。
0:30:11	34 条の説明、
0:30:14	は以上となります。
0:30:17	担当者変わり説明者があります。
0:30:29	中国電力のミナミダテです。
0:30:31	基本設計方針第 69 条についてコメント回答させていただきます。
0:30:37	指摘事項に対するコメント整理表の 6 ページをお願いいたします。
0:30:46	コメントNo. 42 ヤス後期は燃料プール板等一体となっているため流路として期待する範囲について明確にした上で、重大事故対処設備として
0:30:57	設計する設備を説明することにつきまして、基本設計方針 69 条を用いてご説明いたします。
0:31:07	基本設計方針 69 条の最終ページをお願いいたします。
0:31:18	こちらに別紙として図をつけておりますが、重大事故対処設備として燃料プール冷却系の系統は、図 1 の通りとなっております。
0:31:30	このうち燃料プール周りの設備配置の概要を図 2 に示しております。
0:31:38	図 2 に示します通り燃料プールの冷却水の散水管より、燃料プールに注水され、
0:31:46	地方済み燃料ラックに保管されている使用済み燃料を冷却した後に、
0:31:53	燃料プールから AB、スキマサージタンクに排出されるといった流路となっております。
0:31:59	ヤス高規模につきましては、キャスク置き場内の水がシミズとならないように、ゲートが開いた状態ではありますが、内部に冷却対象となる、使用済み燃料を保管しないことから、
0:32:11	燃料プール冷却系の主たる流路には該当しないと考え、重大事故対処設備とは位置付けない。
0:32:17	ということで整理しております。
0:32:23	回答整理表、
0:32:24	の 6 ページをお願いいたします。
0:32:32	コメントNo.43 燃料プールの計装結果に、計測結果について、保存及び記録について、
0:32:40	73 条側で整理しているが、中央制御室で表示することも、
0:32:45	73 条側で整理していることを、備考に説明することにつきまして、
0:32:51	燃料プールの計測結果について中央制御室で表示することも、73 条側で整理していることを備考に追記しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:01	また、コメントをいただいたのは、
0:33:04	65 ページの、
0:33:07	放射線管理施設の基本設計方針の比較表ですが、51 ページの
0:33:13	核燃料物質の取扱設備及び貯蔵施設の基本設計方針の比較表についても、同様の記載がありましたので、あわせて記載の適正化を実施しておりました。
0:33:25	詳細については割愛させていただきます。
0:33:29	コメント回答については以上となります。
0:33:32	続きまして記載の適正化箇所について説明いたします。
0:33:38	基本設計方針 69 条の 47 ページをお願いいたします。
0:33:50	ページ中ほどの⑤、補機駆動用燃料設備の
0:33:55	適合性の考え方括弧理由について、修正前は、技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載すると記載しておりましたが、
0:34:06	条文の解釈がないことから、及びその解釈を、の記載を削除しました。
0:34:13	基本設計方針第 69 条については以上となります。
0:34:17	ここで説明者を交代いたします。
0:34:22	はい中国電力の藤本です。続きまして 70 条、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のコメント意見を説明させていただきます。
0:34:33	回答整理表No.の 44、わざわざ 2 番に設置するシルトフェンスについて、現在の記載では仕様が不明確であるため、
0:34:41	用いるシルトフェンスの仕様が明確になるよう、仕様ごとに書き分けて記載すること、こちらについて 70 条の資料、N-S 任期 070 回 01 の 5 ページ目にて説明させていただきます。5 ページ目をお願いいたします。
0:34:59	5 ページ目の末尾にわざわざ丹羽に設置するシルトフェンスの高さが約 7 メーターから 20 メーターと範囲がある記載で、不明確であるとの趣旨のコメントに対しまして、
0:35:11	次のページ、6 ページ目の冒頭で米印を追加しております。
0:35:17	そして PD6 ページ目の末尾の方に、その米印の内容としまして、内訳として 1 名 20 名、それぞれを記載をしております。
0:35:28	また 6 ページ目の 4 行目の方に予備につきましても、同じく高さと幅の内訳を追記しまして、資料ごとに書き分けております。
0:35:39	この記載場所、今説明しました 56 ページ目は、核燃料物質の取扱施設、
0:35:45	及び貯蔵施設の様式等についての箇所になりますが、同様の反映の方を、基本設計方針及び原子炉格納施設についても反映をしております。
0:35:56	コメントNo. 44、70 条については以上となります。
0:36:00	続きまして、71 条の水の供給設備について、甲斐説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:07	回動整理表のNo.の 45 をお願いいたします。
0:36:14	45 が、構内監視カメラ、ガスタービン発電建物屋上について、耐震性を有する設計とすることを、基本設計方針で説明すること。
0:36:24	こちらについて 71 条の資料、10 ページ目にて説明をさせていただきます。
0:36:30	10 ページ目の中ほどに黄色着色箇所で示しておりますが、構内監視カメラ格好ガスタービン発電機建物屋上は、耐震性を有する設計とする。
0:36:41	と、黄色着手部の方を追加をしております。
0:36:46	P2930 ページ、2930 の基本設計方針の方も同じく、耐震性を有する設計として記載を追記しております。
0:36:57	コメントNo.45 の 71 条の回答は以上になります。
0:37:00	ここで説明者を交代いたします。
0:37:06	中国電力の松本です。それでは基本設計方針 73 条計装設備について、回答いたします。指摘事項のナンバー46 をご覧ください。
0:37:18	ええし、
0:37:20	それ、
0:37:21	No.46 について説明いたします。資料番号 7 の数、73 ページをご覧ください。
0:37:30	こちらは、合計の区分けなく通信連絡することについて、号機間で共有することが安全性の向上に寄与することを調整に説明するよう指摘を受けておりました。
0:37:40	回答としましては、73 ページの、
0:37:44	一段落目の下から 3 行目に、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止すると、安全性が向上しdu向上する理由を、
0:37:54	追記しました。
0:37:56	また、併せて適正化を行っておりまして、通信連絡設備に関する説明書で説明しております共用に関する見直しを、基本設計方針にも水平展開しております、
0:38:07	一段落目の下から 2 行目、2 段落目に、共用に関する記載を、
0:38:15	追求しておりますという点も見直しております。
0:38:19	そういう点につきましては、資料番号、
0:38:23	適正化箇所の 9 ページ。
0:38:26	ナンバー168 に記載をしております。
0:38:35	続き、続きまして
0:38:39	指摘事項のNo47 について回答説明いたします。資料番号 7、73 ページをご覧ください。
0:38:49	こちらは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:52	安全パラメータ表示システムという表現について、
0:38:57	中央制御室と緊急時対策所に同じものが置いてあるように、誤解をする、するため、記載を検討するよう指摘を受けておりました。
0:39:06	回答としましては、安全パラメータを構成するSPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ、SPDSデータ表示装置を、一段落目の、
0:39:17	3行目、7行目、それぞれの保管場所に追記しました。
0:39:29	続きまして、
0:39:33	70、73条の記載の適正化について説明いたします。
0:39:39	9、資料番号1-9ページをご覧ください。
0:39:48	ナンバー165、166、167の3件について、
0:39:54	説明いたします。
0:39:58	資料番号7-70ページをご覧ください。
0:40:04	こちらは3月に説明をしております、N-S日課041回02の67条の水平展開を行っております、格納容器ガスサンプリング装置の名称、数値の見直しを行っております。
0:40:26	70数、それ以外の73条に関しましては、
0:40:31	あ、失礼しました。す。73条の説明は以上となります。
0:40:35	続きまして、
0:40:39	4、基本設計方針46条、76条の指摘事項の回答を説明いたします。
0:40:46	7ページをご覧ください。
0:40:56	ナンバー48の回答を説明いたします。
0:41:00	資料番号8、
0:41:02	の、70ページ。
0:41:05	1.1.1項をご覧ください。
0:41:12	こちらは、緊急時対策所は敷地高さ、標高50メートルの高台に設置する設計とするっていう、短い文章大きさ、
0:41:22	記載しております、文章を前の部分に含めて良いのではないかと指摘を受けておりました。
0:41:28	回答としましては、
0:41:30	下から2行目のところ、着色しておりますけども、そちらを訂正しまして、一つの文章に見直しをしております。
0:41:40	続きまして
0:41:42	ナンバー49の回答を説明いたします。
0:41:45	資料番号の8。
0:41:47	73ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:49	こちらの、
0:41:51	2 段落目をご覧ください。
0:41:53	こちらは、
0:41:55	差圧計は放射線管理施設として整理をしており、
0:41:59	前回記載しておりませんでした。記載していないことに対して指摘を受けておりました。
0:42:05	回答としましては、居住性を確保するっていう設備として、追記をしております。
0:42:15	続きまして、指摘事項No. 50 の回答を、
0:42:19	説明いたします。資料番号の 8。
0:42:23	73 ページの、
0:42:31	失礼しました 74 ページの
0:42:33	aとb項、一段落目をご覧ください。
0:42:39	こちらは異常等の等の有無について指摘を受けておりました、
0:42:45	回答としましては、技術基準の異常が適切と考えておりますので、江藤削除しております。
0:42:57	続きまして記載の適正化について説明をいたします。
0:43:02	資料番号 1-10 ページをご覧ください。
0:43:12	ナンバー170 の説明をいたします。
0:43:15	資料番号 8、74 ページをご覧ください。
0:43:22	通信連絡設備に関する説明書、緊急時対策所の機能に関する説明書で説明しております。共用に関する見直しを、基本設計方針も水平展開しております、
0:43:34	備考の 2 段落目に着色しております箇所を追記し、そういう点も見直ししております。
0:43:42	続きまして、
0:43:44	ナンバー171 を説明いたします。
0:43:48	資料番号の 8。
0:43:50	77 ページをご覧ください。
0:43:53	こちら、通信連絡設備に関する説明書、緊急時対策所の機能に関する説明書の水平展開でして、
0:44:00	情報の把握に関する機能、通信連絡に関する機能を共有すると、次、記載いたしました。
0:44:10	46 条 76 条の説明は以上となります。
0:44:28	中国電カタイガワですこちらからの説明は以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:39	規制庁矢崎さんありがとうございましたそれでは
0:44:50	では、34条から順番に確認していきたいと思います。
0:44:59	34条は、何かございますか。ありません。
0:45:05	え一つ、
0:45:07	39条は、
0:45:09	まあいいので、
0:45:11	次の69条なんですけれども、
0:45:22	とお伺いしたいんですけれど。
0:45:26	キャスク置き場。
0:45:28	を、
0:45:34	ここ、これってキャスク置き場が何か壊れたときってプールに影響はないんですか。
0:45:46	中国電力ミナミダテです。
0:45:48	キャスク置き場につきましては、耐震Sクラス設計となっておりますので、その点については地震時においてもバウンダリを維持することが可能となっております。
0:45:58	以上です。
0:46:05	わかりました。そこは一緒なんですすいません。
0:46:12	今日、
0:46:17	普段は、これはキャスククッキーあつとプールっていうの、
0:46:22	隔離されてるんですかそれとも繋がってるんですか。
0:46:28	中国電力ミナミダテです。通常時におきましてはこの図で示しています通りキャスク置き場の入口というのは1ヶ所しかないということで、仮にここのゲートずっと閉めてしまいますと、中の水がシミズになってしまうと。
0:46:42	ということがありますので、通常時は階へ開いている状態になっております。そしてキャスクを装荷、またはキャスク取り出し時にはですね、
0:46:53	万が一キャスクをキャスクを落として、そこに、
0:46:58	穴が開いたりして水が抜けてしまうことを防止するために、ゲートを閉めてキャスクの
0:47:06	搬入搬出のほうを行う、そのような使い方になっております。以上です。
0:47:12	規制庁岩崎です。ちょっとごめんなさい私がかかってないだけなのかもしれないですけど、通常時開なのに、
0:47:22	主たる流路にはならない。
0:47:26	檀。
0:47:28	でしたっけ、ちょっとご説明いただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:35	中国電力ミナミダテです。
0:47:37	この主たる流路、燃料プール冷却系としての主たる流路の考え方として、燃料プール冷却系の目的としましては、主燃料プール内の使用済み燃料を冷却することになります。
0:47:52	で、その使用済み燃料プール内の燃料はどこにあるかといいますと、図、別紙6十九条別紙の図に示しています通り、
0:48:04	プール側に、
0:48:06	ある、使用済み燃料ラックのところに保管していると、というような状況です。
0:48:12	そして、水が、プールに水が入ってくる場所、そして出て行く場所を考えたときに、入ってくる場所は散水管、
0:48:22	そして、散水管から入ってきた水が、燃料、使用済み燃料ラック内に保管してある使用済み燃料を冷却して、そのあとに、
0:48:32	スキマサージタンクABのスキマサージタンクを通過して、また系統に変えていくと、このような流れになっております。
0:48:39	この流れの一連の流れを考えたときに、キャスク置き場。
0:48:45	そういうものは、その流路には該当しないと。
0:48:49	そういうことで使用済み燃料、失礼しました。燃料プール冷却系の流路として成果と言われれば、
0:48:57	それは違うのではないかとということで、重大事故対処設備として位置付けていないと、というような整理になっております。以上です。
0:49:09	規制庁イワサキさ。
0:49:11	なるほど。
0:49:14	使用済み燃料を冷却するための流路としてはキャスク置き場には燃料はないので、
0:49:22	流路にはならず、
0:49:29	一方で、川合てる紙水は入っていくけれども、その
0:49:34	冷却系としての主たる流路としては、
0:49:39	冷やすものがないから、ここは該当しませんとそういうことですか。
0:49:48	中国電力ミナミダテです。ご理解の通りです。
0:49:59	規制庁矢崎ですわかりましたありがとうございます。
0:50:07	規制庁のテルイですけど、今のところで少し確認をしたいんですけど、
0:50:13	ここのキャスク置き場って、ドライになることってまずあるんですか。
0:50:22	中国電力ミナミダテです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:27	C、キャス空想梶井につきましては、キャスクを、ゲートを閉めまして、そこにキャスクを入れてしまうと、中に入っている水が溢れてしまうというような状況になりますので、
0:50:40	ドライまでとはいかなくてもある程度水を抜いた状態でキャスクは装荷します。
0:50:46	ただ、完全に抜き切るといようなない、完全に水を抜き切るようなことは、基本的にはないと。
0:50:55	いようなように考えております。以上です。
0:51:00	なるほど、わかりました。
0:51:02	それ、それは多分、確認したかったっていうだけなんですけど。
0:51:06	その上で今のその、
0:51:09	イワサキとのやりとり、
0:51:13	は、
0:51:14	わかったんですけど、
0:51:16	その
0:51:20	燃料プール冷却ポンプ、
0:51:24	脳、
0:51:26	容量とかその系統設計、
0:51:30	どうしても
0:51:33	なんていうか必要な、そのポンプの容量とあると思うんですけど、
0:51:37	そ観点でもこのキャスク置き場ってのは、特に、
0:51:41	何ら系統設計としても考慮されてないっていうことなんです。ですかね。
0:51:49	中国電力ミナミダテです。燃料プール冷却ポンプの系統設計としましては、基本的には
0:51:59	この燃料プール冷却系が閉ループになっておりますので、循環させる水の量を、要は使用済み燃料ラックに貯蔵してある使用済み燃料、
0:52:09	の崩壊熱を取れる量の循環っていうことになっておりますので、特にキャスク置き場の数量考慮とか、そういったものではないと、いように考えております。以上です。
0:52:22	規制庁の照井です。わかりました。だから系統設計上も特にここのスペースってのは考慮してなくて、発熱量を、なり何なりに対して次、
0:52:33	十分冷却できるように系統設計をしてるっていうことですね。
0:52:37	そういった意味からも
0:52:40	何ていうか
0:52:42	系統容量的にも流路としてなるようなところではないんですっていうこと。
0:52:50	ということですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:53	中国電力のミナミダテです。ご理解の通りです。
0:52:57	規制庁の照井ですその点はわかりますと。
0:53:01	9通、加えて聞きたいのが、
0:53:08	燃料プール、
0:53:11	て言った時にはこの69ページになりますけど、そのキャスク置き場を含まないものとしてせ
0:53:19	て、
0:53:21	用語を使われてるのか。
0:53:27	そのバウンダリーで区切って、このこのバウンダリーを、
0:53:32	燃料、
0:53:33	プールって全体を言ったりするのかその何ていうか、言葉の
0:53:39	使い分けみたいところで、
0:53:43	基本、基本設計方針或いは説明書まで通じて、燃料プール、
0:53:48	言ったときには、
0:53:50	もうそれはキャスク置き場を含まない、この
0:53:53	後、マツイで言えばスキマサージタンクもフクマない。
0:53:57	この緑の、
0:53:59	範囲を指し示している。
0:54:02	で、他のそのスキマサージタンクとかキャスク置き場が入る場合は、
0:54:06	例えば及びでつなぐとか、例えば、
0:54:09	何々を複合だったりとかっていう、
0:54:13	書き分けをされてるっていいことですか。
0:54:17	中国電力ミナミダテです。前回その点につきまして確認いたしますと、説明し、確認いたしますと言った部分になっておりますが、確認した結果ですねこの地図に示しています通り、
0:54:33	燃料プールといえばこの緑で囲ったキャスク置き場を含まない範囲、そしてキャスク置き場キャスク置き場、それぞれこのようにして要目表についても分けて記載していると。
0:54:45	というような状況になっております。以上です。
0:54:49	すごくあります。そういう意味で、スキマサージタンクどうなります。
0:54:54	この絵だと、プールとスキマサージタンクは一応分けて、
0:54:59	いらっしゃるような感じですけど、それも書き分けてるっていいことですかね。
0:55:05	中国電力ミナミダテです。スキマサージタンクについても別物として、プールのプールで緑で囲った部分というところで整備されているものになっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	規制庁の照井ですわかりました。
0:55:51	規制庁矢崎です。それでは
0:55:56	規制庁テルイすみません、図説明と整理は理解できたんですけど、
0:56:04	実力って言ったらいいのかな
0:56:08	さっきSクラスでっていうお話もあったんですけど、その
0:56:14	SA設備として位置付けない。
0:56:18	時にこのキャスク置き場、
0:56:21	そうするとこの部分って、性状は、
0:56:25	キャスク置き場自体が、下位クラス設備になるんじゃないかと思うんですけど。
0:56:32	要は、SA、
0:56:35	設備に対してのSAじゃないかな。
0:56:39	あれですけど、なった時にその
0:56:43	悪さをしないかっていうか、波及影響を及ぼさないかっていう観点でいうと、そのキャスク置き場っていうのはどういう扱いになってるんでしょう。
0:56:54	中国電力ミナミダテです。こちらにつきましてはDB設備として耐震SからSクラスということで当資料にも記載する部分になっております。
0:57:04	そういった意味で、当間地震が起こったりした場合でも、そのキャスクの壁が倒れてプール側を破壊するとかですね、キャスク内の床が抜けて、
0:57:16	プールの水が外に出るとか、そのようなことはないというところで確認しているものでございます。
0:57:23	以上です。
0:57:25	規制庁の照井ですそれって何かどっかのあれ、それこそ耐震側の波及影響とかで、
0:57:35	整理されてたりするんですけど。
0:57:42	中国電力ミナミダテです。
0:57:45	当耐震の資料で波及影響のところでのどのようにされ、整備されていたかまでは今ちょっと確認できていないのですが、耐震重要度分類の中でSクラスというふうに明記されるというところは確認しております。
0:58:00	以上です。
0:58:02	伊勢ですそういうDBは、プールもキャスクも耐震率なので、キャスク持っててキャスク置き場も
0:58:14	体質なのでその上位下位の環境で同じく藤工藤クラスの銅像設計ですとなつてて、
0:58:20	SA上でいうと、プールの方がSAIになってるのと、
0:58:27	結局はなっていないけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:31	全体の設計を伺えればSDできてるので、影響はないでしょうっていうこと、実態としてはそうなって、書類情勢どうなってたかっていうのは、今確認できてないってことですね。
0:58:43	中身はわかりました。ありがとうございます。
0:59:03	はい、規制庁岩崎ですそれでは次は、
0:59:08	と。
0:59:10	70条ですかね。
0:59:17	70条。
0:59:22	のところなんですけれど、
0:59:26	これは、
0:59:28	他に確認というか、
0:59:32	シルトフェンスの詳細を注記で示して、
0:59:38	いただいたんですけど、あーっと、
0:59:42	何ていうかそのまま本本文にという言い方もあるんですけど、文中にそのまま
0:59:50	記載するのかなと思っていて、注記になっていたの、ちょっとあれなんですけど、これは何か注記した理由とかがって何か冗長になるから注記したとかそういうさうい感じですか。
1:00:03	中国電力の藤本です。おっしゃる通り文中に行くことも検討いたしましたけどちょっと頂上になる条文なんてちょっと見づらいついて思いついて、注記で別出しで記載をしております。以上です。
1:00:24	聞いちゃいやすくわかりましたと。
1:00:28	ちなみに、すみませんこれは単に私が認識してなかっただけなんですけども、
1:00:36	シルトフェンスを二重にしていますよっていうのってこれってどっかに書いてあるんでしょうか。すみません。
1:00:44	この今回の中期以外のところであって、
1:00:47	あれですけど、
1:00:52	中部電力の電力のフジモトです。70の資料の5ページ目の下から4行目のところでまずシルトフェンスを二重に設置することとして、20、
1:01:04	2、確保することも、こちらで記載をしております。これ核燃料物質だけじゃなくて、原子炉格納施設の方でも同じように記載をしております。
1:01:16	以上です。
1:01:18	規制庁イワサキtheわかりました書いてありましてありがとうございます。
1:01:24	何かございますか。
1:01:32	規制庁のテルイです。
1:01:36	先ほどの注記のところなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:40	使用注記で、
1:01:43	飛ばして書いてることって基本設計方針の中でありましたっけ。
1:01:52	中国電力の藤本です。使用注記で記載はありませんでしたがちょっとそれに該当してちょっとはっきり言うと動いていませんが基本設計方針中で中注記を使ってる資料は存在してることは確認はしております。以上です。
1:02:10	規制規制庁という今、すいません、ちょっと覚えてないとおっしゃられたところを聞くのも恐縮なんですけれども、それで度どういうところで書いてましたっけ。
1:02:23	ちょっと確認いたしますのでえっとお待ちください。
1:02:28	ちょっと確認しますので、他の質問いただければと思います。以上です。
1:02:33	はい。
1:02:34	じゃあ、その続きはその回答を待って、他のやりましょうか。
1:02:40	そんな感じが無い。
1:02:46	70はないので次何があります。
1:02:51	僕はもうない。
1:03:15	あ、きちっとイワサキウダすみませんちょっと飛ぶんですがなるべく73条の、
1:03:19	ぜ前回から似たようなことを記載していただいてたんですが73ページのところの、
1:03:31	総合的な管理括弧事故処理を含むっていうのは、ここの括弧事故処理を含むっていうのは、
1:03:39	一般的に総合的な管理っていうのは、
1:03:43	健全な状態を指して、
1:03:46	いることに使われるからここはあえてこの括弧事故処理を含むって書いてるんですか。
1:04:09	中国電力の松本でございます。
1:04:13	一般的な対応も含めまして総合的な管理としまして、後ろに括弧で事故処理を含むということで記載をしております。以上です。
1:04:34	きちっとイワサキですわかりましたありがとうございますちなみにこの事故対応、事故処理にしたって、
1:04:42	何かあれですか、理由ってあるんですか何かそういう並びをとって事故処理したんですかね。だから、一般的な事故対応の方が、なぜか。
1:04:58	なんか、今、この場合だと、まさに生駒の
1:05:03	事故の対応をするためにこの通信連絡先設備は一元化しますよみたいな、
1:05:09	ニュアンスなような気がするんですけど。
1:05:14	いかがですか。
1:05:29	中国電力の松本です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:31	この事故処理という記載ですけれども、通信連絡設備の設置許可、
1:05:36	の説明書から使っているというところは、ありまして設工認でも記載をしております。今のお話もありますのでちょっと事故対応なのか事故処理なのか、
1:05:51	改めてちょっと確認を、どちらがいいのかというところを確認をしたいと思えます。以上です。
1:06:04	規制庁岩崎ですわわかりましよう強いこだわりがあるというわけではないのでご検討いただいているのは適切な方にさせていただければと思い、一番
1:06:16	許可でのあれそれはまとめ資料とかそれと
1:06:21	今回様式名の方にも、何か事故処理っちゃうのは載ってたりします。
1:06:33	中国電力の松本です。こちら、様式名を引用しておりますので、記載がされていると、されております。以上です。
1:07:04	中国電力の松本でございます。先ほどの回答を補足いたします。
1:07:09	様式 7 に記載があるとご説明いたしましたが、資料番号の 8、73 条の基本設計方針ですけれども、こちらの通しの 15 ページに該当箇所ございます。以上です。
1:07:30	きっとイワサキさわかりました。ありがとうございます。確かにそうですねテンパチの方から引っ張ってきても、わかりました。
1:07:36	了解です。
1:07:39	中身をとるのか
1:07:42	対応にするのかっていうのはちょっと、
1:07:46	ご検討いただいて適切な方にさせていただければなと思えます。よろしく申し上げます。私からは以上になります。
1:08:00	先ほどの
1:08:02	中機能あれはいかがですか、もうちょっとかかりそうですか。
1:08:10	はい。中国電力の藤本です。先ほどの 70 条のコメント、基本設計方針で、注記を書いているところがほかにはないかという点ですけど、1ヶ所ありまして原子炉冷却系統施設の
1:08:21	地震に関する記載のところ、地震力の組み合わせの説明のところ注記が飛ばされて、その先で、その組み合わせ地震力の組み合わせの説明をしているところが、1ヶ所ございます。
1:08:37	またこちらの、先ほどご指摘ありました使用に関する記載、というところではありませんのでそういうところ意味ですと、今 70 条のところだけが、使用に関する注記を飛ばせるようになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:50	あと 70 条のところ、その予備の内訳につきましては注記ではなくて文章に書いている状況もありますので、使用について、この記載、内訳は、トブン人入れる方向で記載を検討したいと思います。以上です。
1:09:07	規制庁の照井です文中の方で、加古とご検討されるということでわかりました。
1:09:15	やはり注記で書くと、まさに注記になっちゃうのですね、
1:09:21	仕様として担保するものとして、基本的方針として書いているのか。
1:09:28	本当に単なるそういう意味で補足的に説明する注釈なのかっていうのが、やっぱり位置付けが少し曖昧になってしまうので、
1:09:39	今、本文で確保等検討されるということだったので
1:09:43	そちらの方向で検討していただけるということで了解しました。
1:09:47	はい。以上です。
1:09:54	中国電力の清水です。先ほどの 73 条の事故対応と事故処理という件につきまして、確かに対応と処理ということで言葉は若干違いますけど、
1:10:07	テンパチで事故処理というふうに当社は記載させていただいてますので、そのままこの 73 条の記載も事故処理ということで、
1:10:19	させていただきたいというふうに考えております。以上です。
1:10:26	規制庁岩崎ですわかりましたそのような整理であれば、はい。了解しましたので、
1:10:31	それ処理今まで。はい、了解です。
1:10:38	A規制庁からは以上となりますが中部電力から何かございますか。
1:10:48	中国電力タイガワです。こちらからは特にございません。
1:10:53	はい。規制庁岩崎ですわかりましたそれでは本日の指摘の確認に移りたいと思いますので、準備整いましたら画面共有等をよろしくお願いします。
1:11:05	中国電力タイガワです画面共有いたしますので少々お待ちください。
1:11:40	中国電力タイガワ画面共有のいたしましたけども、ご確認できますでしょうか。
1:11:46	はい。見えております。
1:11:59	中国電力の河島です。
1:12:01	それではコメント内容について確認させていただきたいと思います。
1:12:06	まず、ナンバー1 についてですが、
1:12:08	こちら、資料名のところ①と記載してございます。こちら、審議事項に対する回答整理表でございまして、そちらに記載されております、ナンバー30、
1:12:19	59 条に対する回答に対するコメントということで、添付資料 8 の横並びではなく、設計としての記載要否を検討することということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:30	記載しております。
1:12:33	続きまして、
1:12:35	ナンバーの2になりますが、こちら、
1:12:39	同じ
1:12:41	回答整理表の中のナンバーちょっと記載してございませんが、39条の回答に対するコメントということで、
1:12:51	プラスチック鋼材のオカをやめる時期について、記載を適正化することということでコメントを記載してございます。
1:13:00	その次のナンバー3ですが、
1:13:02	こちら指摘事項のNo.21に対するコメントということで、
1:13:06	第1水源変更に伴い、
1:13:09	復水貯蔵タンク等に課せられた前提条件や位置付けを踏まえ、
1:13:14	記載を検討すること。
1:13:16	ということで記載してございます。
1:13:19	最後にNo.4になりますが、
1:13:21	こちら、本日配付しております
1:13:26	70条のコメント回答資料ということで、コメントいただきまして、
1:13:31	シルトフェンスの高さの内訳を、本部中へこちら誤記でございまして本文中に記載することを検討すること。
1:13:41	ということで、先ほどいただいたコメントとなっております。
1:13:44	こちら、4件ということで記載してございますが、認識に相違ございませんでしょうか。以上です。
1:13:52	規制庁照井です。
1:13:56	はい。問題ないと思いますので、
1:14:00	へえ。
1:14:02	はい、大丈夫ですね。はい。よろしく申し上げます。
1:14:16	こちらは大丈夫そうなので
1:14:18	中国電力の方で何か、
1:14:21	確認したいことありますか。
1:14:28	中国電力大和です。こちらからは特にございません。
1:14:33	はい。規制庁照井です。
1:14:36	他、特に、
1:14:38	追加で説明することもないですかね。
1:14:47	中国電力イタイガワですはい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:50	特に説明はございません。以上です。はい、規制庁ですわかりました。それでは、
1:14:57	本日のヒアリング、これで終了したいと。
1:15:00	思います。ありがとうございました。
1:15:04	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。